

大阪市条例第34号

大阪市立図書館条例の一部を改正する条例

大阪市立図書館条例（昭和36年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 [略] 大阪市立淀川図書 大阪市淀川区 <u>十三</u> 館 <u>東1丁目</u> [略]	(設置) 第1条 [同左] 名称 位置 [同左] 大阪市立淀川図書 大阪市淀川区 <u>新北</u> 館 <u>野1丁目</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。